静岡県多文化共生シンボルマーク募集要項

１　目的

静岡県は、2025 年に新たに多文化共生月間（Shizuoka Intercultural Month）を設け、「日本一の多文化共生県」を目指して取組を展開していきます。

月間の設定に合わせて、静岡県の目指す国籍や文化、年齢を超えて皆が一緒に創る新しい「多文化共生県」を表現したシンボルマークを募集します。

２　募集概要

(1) 募集内容

静岡県多文化共生シンボルマーク

※「**５　シンボルマークの要件**」をよく読んでください

(2) 応募資格

ア　静岡県にゆかりのある方ならどなたでも応募できます。

イ　グループでの応募もできますが、その場合は代表者１名を決め、その方が応募の手続きをしてください。

ウ　未成年（18 歳未満）の方が応募する場合は、親権者の同意を得たうえで応募してください。親権者の同意のない未成年の方の応募は、採用等を取り消すことがあります。年齢は、応募時点の年齢とします。

(3) 募集期間

2025 年６月２日（月）から 2025 年７月４日（金）まで

(4) 応募点数

１人（１グループ）につき２点までとします。

グループの代表者として応募した場合は、個人としての応募はできません。

(5) シンボルマークの使途

静岡県及び県内市町が実施する多文化共生関連事業の広報物等に掲載します。

３　応募方法

(1) 応募用紙

県ホームページからダウンロードできます。

所定の応募用紙以外を使用する場合は、白色の用紙に、概ね縦 100 ㎜×横 100 ㎜におさまるシンボルマークデザイン案を記載するとともに、応募用紙にある記載事項を漏れなく記載してください。

(2) 提出方法

ア　電子申請　（jpg/png/pdf　100MB 以内）

次の URL の電子申請フォームにて送信してください。

URL：https://apply.e-tumo.jp/pref-shizuoka-u/offer/offerList_detail?tempSeq=16437

イ　電子メール（jpg/png/pdf　10MB 以内）

応募用紙又はメール本文に、必要事項を記載のうえ、応募作品を添付し、「**11 応募先・問合せ先**」記載のメールアドレスに送信してください。なお、メールの件名は「多文化共生シンボルマーク応募」としてください。

ウ　郵送（※2025 年 7 月 4 日（金）必着）

「多文化共生シンボルマーク在中」と封筒表面に記載の上、応募用紙、応募作品を「**11　応募先・問合せ先**」記載の住所に郵送してください。

デザインの部分を折らずに提出してください。

エ　直接持参

募集期間内の平日午前８時 30 分～午後５時 15 分に「**11　応募先・問合せ先**」記載の住所までお持ちください。

デザインの部分を折らずに提出してください。

４　賞及び副賞

(1) 最優秀賞　　１点

ア　賞状

イ　ギフト券（クオカード）３万円分

(2) 優秀賞　２点

ア　賞状

イ　ギフト券（クオカード）6,000 円分

５　シンボルマークの要件

(1) シンボルマーク募集の目的（「**１　目的」参照**）に沿った「国籍や文化、年齢などに関わらず皆が一緒に創る新しい多文化共生県」をイメージしたデザインとしてください。キャラクターデザインの募集ではありません。

(2) 手書きのデザインが最終審査に残った場合は、県の指定するデザイナーにより電子データ化します。（「**８　著作権等に関する事項**」をよく読んでください）

(3) アルファベットで「Intercultural Shizuoka」の文字を入れてください。文字を入れる場所の指定はありません。手書きの場合で、フォントに指定がある場合は応募用紙に記載してください。

(4) 色彩に制限はありませんが、白黒で使用する場合を考慮したデザインとしてください。

(5) 形状は自由ですが、縦横比は１：１程度とし、縦 20 ㎜×横 20 ㎜のサイズに縮小しても、見やすくわかりやすいものにしてください。

(6) 応募の際の下地は白色としてください。

(7) 独自にデザインした、国内外において未発表の作品に限ります。他のコンクール等との同一作品での重複応募は認められません。また、生成的人工知能（生成ＡＩ）は、使用しないでください。

＜例示＞

６　選考方法及び結果発表

(1) 一次審査

県広報アドバイザー２名（企画及びデザイン各１名）がシンボルとしてのデザインの適性を考慮して候補作品を決定します。

(2) 二次審査

多様な国籍の外国人を委員に含む選考委員会にて審査します。

(3) 最終審査(候補作品３点)

県民による WEB 投票により、最優秀賞及び優秀賞を決定します。

(4) 結果発表

2025 年９月末頃（予定）に最優秀賞及び優秀賞の応募者に通知するとともに、県ホームページ等で発表します。また、2025 年 12 月に実施する多文化共生月間内で表彰式を行う予定です。選考及び発表にあたり、採用作品の応募者の氏名、住所（市町村まで)、職業、年齢、作品意図を公表します。

７　応募に関する注意事項

(1) デザインの制作や応募に係る費用、表彰式に出席するための費用等は、応募者の負担とします。

(2) 応募作品の元データや写しは、採用作品の発表まで保存してください。

(3) 応募作品は提出後に修正することはできません。また、応募作品は返却しません。

(4) 選考過程や選考結果及び選考理由に関する問合せには応じられませんので、あらかじめご了承ください。

(5) 選考結果を発表するまで、提出したデザイン案を他者に公表しないでください。

８　著作権等に関する事項

(1) 最終審査の候補作品は、著作者と協議の上、必要に応じてデザインや色彩等を一部変更・修正する場合があります。また、手書きの作品が候補となった場合は、作画内容を踏まえて、その内容について著作者と確認作業を行った上で電子データに変換します。 なお、補正修正等についての同意が得られない場合、候補作品として選定しないこととします。

(2) 採用作品の著作権・使用権・商標権その他一切の権利は静岡県に帰属されるものとします。またその使用に関して著作者は著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利）を行使できないものとします。

(3) 応募作品について、第三者から、権利侵害等の損害賠償を請求された場合は、著作者自らの責任と費用をもってこれを解決するものとします。

(4) 県が損害を被った場合は、著作者に損害を賠償していただく場合があります。

(5) 採用作品が既発表のものと同一または酷似している場合や、第三者の知的財産権の侵害となる場合（応募後に侵害となった場合を含む）や法令に反する場合及び本募集要項に反している場合は、結果発表後であっても採用を取り消します。また、既に表彰した後でその事実が判明した場合も同様に採用を取り消します。

９　その他注意事項

(1) グループで応募する場合は、共同著作者全員の同意を得てから応募してください。

(2) 応募をもって、本募集要項の全ての項目に同意したものとみなします。

(3) 応募内容に虚偽の記載があった場合や、提出期限を過ぎた場合及び応募者との連絡が取れない場合は、選考対象とはなりません。また、選考結果発表後に採用を取り消すことがあります。

(4) 公序良俗その他法令の規定に反するものや、誹謗中傷を含むもの及び著作権や第三者の権利を侵害しているものは、選考対象とはなりません。また、採用後であっても、これらの条件に反していることが判明した場合は、採用は無効になります。内容によっては、損害賠償請求等をすることがあります。

(5) 未成年（18 歳未満）の方の作品が採用された場合には、著作権に係る各種手続きを親権者の方と行います。

(6) 募集要項に記載された事項については、県の判断により、今後、変更または追加することがあります。

10　個人情報に関する事項

応募に係る個人情報は厳重に管理し、応募内容の確認、作品の選考、選考結果通知、採用作品の発表、表彰のために使用し、本公募に関すること以外の目的での使用や、正当な理由なく第三者へ開示することはありません。

11　応募先・問合せ先

静岡県企画部多文化共生課（静岡県庁東館３階）
〒420-8601　静岡県静岡市葵区追手町９番６号
電話：054-221-3316
メール：intercultural＠pref.shizuoka.lg.jp